

地球をまん中にして、
このまちを考える。

わたしたちは今この地球^{ほし}で生きている。
この地球^{ほし}の四万十町というところで生きている。

このいのちの地球^{ほし}で生きている世界中の人たちと、
生まれ合わせて、関わり合って生きている。
わたしたちのまちを考える時、
この視点を大切にしよう。

地球を考え、世界を考え、私を考え、未来を考える。
それがこのまちの進むべき旅の道しるべとなる。

わたしたちはこれからもこの地球^{ほし}で生きていく。
四万十町で生きていく。



四万十町まちづくり

基本条例

2011年(平成23年)
4月1日 施行

まちづくり
ルール

の
ブック

まちづくり

まちをつくることってどういうことだろう？

まちをよくすることかな。

まちをよくするってどういうことだろう？

まちをすみやすくすることかな。

だれがやるんだろう？

役場かな？議員かな？私かな？

みんなです。

役場も、議員も、私も。

みんなでまちのことにあたっていくことを、

「自治」といいます。

自治 じち

まちの課題は町民みんなの課題。
個人・役場・議会等が対等の立場で
それぞれに役割を果たしながら、
課題に対応していくこと。

私たちも、役場も、議員もみんな、

学ぶこと、**知る**ことを恐れない。

変わることを恐れない。

新しい事実や価値観に**謙虚**でいよう。

自分との違いに**寛容**でいよう。

柔軟なアタマとココロでいよう。

そこに初めて自治は成り立つ。

自治を行なうための3つの柱

良幸青小

公開・共有

じょうほう

こうかい・きょうゆう

住民が自ら学習し、考えるための材料として、
または動機として必要不可欠。自治の第一歩。
情報や知識を特定の組織や個人が占有するのではなく、
広く等しく開放し、公平に所有すること。

参画

さんかく

政策、事業等の計画に加わること。
特定の組織や個人だけに任せて、
その決定を待つのではなく、
自らも積極的に学習し見識を深めてみよう。

協働

きょうどう

より暮らしやすいまちをつくるため、
目標や情報などを共有し、行政と町民、議会、また、
NPO、企業等が、対等の立場で(パートナーとして)協力し、
活動すること。

自治を行なうための3つの柱には、
それぞれにルールがあります。
そのルールこそが、
四万十町まちづくり基本条例です。

四万十町まちづくり基本条例



ルールを支える考え方

物の豊かさを求めすぎたこれまでの価値観や生活を見直し、
今と未来のために、広大な森林や農地、太平洋と四万十川、
この自然とともに生き、先人から受け継いだ文化や歴史、
自然環境を次の世代につないでいく責任があります。
私たち一人ひとりが、この思いを大切に、互いに支え合い
ながら暮らしていきましょう。（条例前文を要約）

構成 こうせい

地域という言葉がたくさん出てきます。

地域 ちいき

▶世界の中で、この国の中で、高知県の中で見た場合などは、**四万十町全体**を指すことが多いでしょう。▶また、四万十町の中で見た場合は、町内にある「**自治エリアのこと**」であったり「**自治組織のこと**」であったり「**自治エリア内の住民**」を指すこともあります。▶あるいは、自治組織とは関係なく、町内で活動する団体やグループなどを指すこともあります。▶つまり、この条例でいう「地域」とは「**このまちそのもの**」さらに細かく区切った「**地区**」というとらえかたや、このまちに息づき、根ざした「**住民そのもの**」というとらえかたがあると考えています。

前文

条例を定めることになった背景や、まちづくりの方向性を記しています。

第1章 総則

条例の大まかな内容や目的、また、条例の中で使われている言葉について説明しています。

第2章 まちづくりの基本理念

この条例の基礎になるものが、情報の公開・共有、町民参画、協働であることを宣言しています。

第3章 まちづくりの仕組み

情報の公開・共有、町民参画、協働について、さらに詳しく取り決め、説明しています。

第4章 町民の権利及び責務

まちづくりにおける町民の権利を保障し、それにもなう責任や、コミュニティ組織についても記しています。

第5章 町民のための議会

議会のあり方、役割、その透明性について、また議会基本条例に則して運営していくことを記しています。

第6章 町民のための執行機関

町長の責任、職員の責任、町政・財政運営の方法とその説明責任について、また町民の意見反映の必要性を記しています。また、必要に応じての住民投票や、地域住民による自治活動への支援等も定めています。

第7章 地域内分権

地域内分権の進め方を記し、その仕組みとして地域自治区の設置を目指すことを記しています。

第8章 見直し等

このルールがスタートする日や、今後、時代の変化に応じて見直ししていくことなどを記しています。

右側の原文を、わかりやすい言葉に変えています。

小中学生もぜひ読んでみてください。大人も子どもも参加するまちづくりへ出発しましょう。



四万十町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 まちづくりの基本理念（第4条）

第3章 まちづくりの仕組み（第5条－第8条）

第4章 町民の権利及び責務（第9条－第11条）

第5章 町民のための議会（第12条－第15条）

第6章 町民のための執行機関（第16条－第25条）

第7章 地域内分権（第26条－第27条）

第8章 見直し等（第28条）

附則

左の目次にあるように、このルールは、基本となる考え方を記した「前文」から始まり、目的や、文章の中で用いられている言葉の意味等を記した「総則」を第1章として、全部で8章の構成となっています。

また最後に、このルールがスタートする日が記されている「附則」があります。

はじめに

私たちの四万十町は、旧高岡郡窪川町・旧幡多郡大正町・十和村の2つの町と1つの村が、郡の違いを越えて平成18年3月に1つになり誕生しました。

合併によってこの町は、たいへん広い面積になりました。「日本最後の清流」といわれる四万十川の中流地域を中心に、太平洋沿いの海岸部から四国山脈までの変化の多い地形、そして伊予、一条、津野山文化など様々な文化・歴史を持った自然豊かな町です。

私たちは、この自然が生み出す恵みによって生きていることを忘れてはなりません。物の豊かさを求めすぎた今までの考え方や生活を見直し、私たちの今と未来のために、広大な森林や農地、太平洋と四万十川、この自然と共に生き、暮らし、前の世代から受け継いできた文化や歴史、自然環境を次の世代に守り伝える責任があります。

私たち一人ひとりが、この思いを大切に、支え合いながら暮らしていきます。

このルールブックは、暮らしの主人公である、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、四万十町でしかできない“まちづくり”に取り組んでいくための基本となる考え方と仕組みを表したものです。

私たちは「人と自然が元気な町」を目指して、町民みんなが主人公のまちづくりを行うことを心に決め、この「四万十町まちづくり基本条例」を最も大切なルールとして定めます。

第1章 目的・言葉の意味・このルールの大切さ

（目的）

第1条 このルールは、四万十町の自治の考え方と仕組みをはっきりさせることで、町民が主人公になって協力し合いながら、より良いまちづくりに取り組んでいくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 このルールブックで使われている言葉の意味は、次のとおりです。

(1) まちづくり：私たちの四万十町が目指す将来の姿を実現するために行なう取り組みのこと。

前文

私たちの四万十町は、旧高岡郡窪川町・旧幡多郡大正町・十和村の2町1村が、郡域を越えて平成18年3月に合併し誕生しました。

本町は、広大な行政区域を有し、「日本最後の清流」といわれる四万十川の中流域を中心に、太平洋を臨む海岸部から四国山脈に至る変化に富んだ地形、そして伊予、一条、津野山文化など多彩な文化・歴史を併せ持つ自然豊かな町です。

私たちは、この自然が生み出す恵みを得て生きていることを忘れてはなりません。物質的な豊かさを求めすぎた今までの価値観や生活を見直し、私たちの今と未来のために、広大な森林や農地、太平洋と四万十川、この自然と共生して暮らし、先人から受け継いできた文化や歴史、自然環境を次世代に守り伝える責任があります。

私たち一人ひとりが、この思いを大切に、支え合いながら暮らしていきます。

この条例は、自治の担い手である、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ここでしかできない“まちづくり”に取り組んでいくための基本理念と仕組みを示すものです。

私たちは、「人と自然が元気な町」を目指して、町民主体の協働によるまちづくりを行うことを決意し、最も尊重すべき規範として、ここに四万十町まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、四万十町の自治の基本理念と仕組みを明らかにすることにより、町民によるまちづくりの一層の推進を図り、町民が主体となった協働による自治を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) まちづくり：四万十町が目指す将来像を実現するための取り組みをいいます。

- (2) 町民：町内に住んでいる人、町内で働いている人、学んでいる人、活動している人（未成年、外国人も含みます）または町内で事業や活動をしている団体。
- (3) 町長等：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のこと。
- (4) 参画：町長等がまちづくりの手段を考える時、実際に行なう時やその結果を振り返る時などに、町民も参加し、かかわること。
- (5) 協働：町民、議会、町長等がそれぞれのやるべき役割と責任を知り、互いに助け合い協力すること。
- (6) コミュニティ組織：たとえば自治会など。町民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的としてつくられた人たちの集まりのこと。ただし、宗教的なのや政治的活動は除きます。

（このルール の位置付け）

- 第3条 このルールは、四万十町のまちづくりに関する基本を定めた最も重要なきまりです。ですから、町民、議会、町長等は、このルールをしっかりと守らなければなりません。
- 2 議会、町長等は、他のルール等を定めたり、変えたり、とりやめたりする時は、このルールの目的と意味を重んじて、このルールに合わせなければなりません。

第2章 まちづくりの基本の考え方

（基本の考え方）

- 第4条 このルールの目的達成するための考え方は次の通りです。
- (1) 町民は、まちづくりの主人公です。
 - (2) 議会、町長等は、町民から信用され、任されていることに正しくまじめに応えなければなりません。
 - (3) 議会、町長等は、町民の知る権利を守り、積極的に情報を見せて、きちんとした説明をしなければなりません。
 - (4) 議会、町長等は、町民がまちづくりに参画(参加)できるよう努力しなければなりません。
 - (5) 町民、議会、町長等は、同じ立場で助け合い、協力し合いながらまちづくりを進めていきます。
 - (6) 町民は互いに支え合い、助け合う努力をします。
 - (7) 自然と共に生きることを第一に、緑と水と土を守り、次の世代へ受け継いでいきます。

第3章 まちづくりの仕組み

（情報を開放すること）

- 第5条 議会、町長等は、町民の知る権利を守り、町民すべてが公平で、誰からも見えやすくするために、持っている情報を開放しなければなりません。
- 2 この手続に必要なことは、別にルールを定めます。

- (2) 町民：町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する個人(未成年、外国人を含む)及び町内において事業又は活動する団体をいいます。
- (3) 町長等：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画：町長等の政策等の立案、実施及び評価に至る各段階に参加し、意思形成にかかわることをいいます。
- (5) 協働：町民、議会及び町長等がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に助け合い協力することをいいます。
- (6) コミュニティ組織：町民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成された組織又は集団のことをいいます。ただし、宗教的及び政治的活動を除きます。

（条例の位置付け）

- 第3条 この条例は、四万十町の自治及び町政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、町民、議会及び町長等は、この条例を遵守しなければなりません。
- 2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 まちづくりの基本理念

（基本理念）

- 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。
- (1) 町民は、自治の主役であり、主権は町民にあります。
 - (2) 議会及び町長等は、町民の信託に誠実に応えなければなりません。
 - (3) 議会及び町長等は、町民の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
 - (4) 議会及び町長等は、町民が町政に参画できるよう努めなければなりません。
 - (5) 町民、議会及び町長等は、対等な立場で協働によるまちづくりを推進していきます。
 - (6) 町民相互の支え合い、助け合いに努めていきます。
 - (7) 自然との共生を基本に緑と水と土を守り、次世代へ継承していきます。

第3章 まちづくりの仕組み

（情報公開）

- 第5条 議会及び町長等は、町民の知る権利を保障し、町政における公正の確保と透明性の向上を推進するために、保有する情報を公開し、提供しなければなりません。
- 2 前項の手続に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

- 3 議会、町長等は、まちづくりに関わる情報を正しく確実に集め、町民に見せられるよう、1つのかたちにまとめて保存しなければなりません。

(情報はみんなのもの)

- 第6条 町民、議会、町長等が持っているまちづくりに関わる情報はみんなの財産です。だから、互いに申し合いみんなのものとしなければなりません。
- 2 議会、町長等は、積極的に町民と話し合うように努力しなければなりません。
 - 3 町長等は、情報をみんなで持ち合えるよう、情報を整理して、必要な情報をできるだけ簡単に取り出して活かせるように努力しなければなりません。

(町民がまちづくりに加わるために)

- 第7条 議会、町長等は、まちづくりに町民が参画(参加)する機会を作らなければなりません。
- 2 議会、町長等は、町民がまちづくりに参画(参加)しやすくなるような仕組みを整えなければなりません。
 - 3 議会、町長等は、町民が加わったまちづくりについての会議等で出された意見を尊重し、まちづくりを進めなければなりません。

(助け合いと協力)

- 第8条 町民、議会、町長等は、同じ立場でお互いが繋がり合って、共に助け合い、協力し合うよう努力しなければなりません。
- 2 町長等は、町民が自分の意志で積極的にまちづくりの計画に参画(参加)できるよう支え、応援し、皆が協力し合えるよう努力しなければなりません。

第4章 町民の権利と責任

(町民の権利)

- 第9条 町民は、まちづくりの主人公のひとりとして、次のような権利を持っています。
- (1) まちづくりを中心に行う権利
 - (2) まちづくりに加わる権利
 - (3) 上の二つの権利を使うために必要な情報を知る権利
 - (4) 法律などで決められている行政サービスを受ける権利

(町民の責任)

- 第10条 権利には責任や義務が必ず付いています。町民はこれを意識し、認め、権利を使う時は、次のことに努めなければなりません。
- (1) まちづくりについて、町民どうしがお互いに認め合い繋がり合って協力すること。
 - (2) まちづくりの計画などに参画(参加)する時は、自分の発言や行動に責任を持つこと。
 - (3) 町民どうしが対話を大切にし、まちづくりに必要な情報を持ち合うこと。
 - (4) 行政サービスに関係する負担を各々が分け合うこと。

- 3 議会及び町長等は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(情報共有)

- 第6条 町民、議会及び町長等が保有するまちづくりに関する情報は、共有の財産であり、情報を相互に提供し合い、共有しなければなりません。
- 2 議会及び町長等は、町民との対話に努めなければなりません。
 - 3 町長等は、情報が共有できるよう、情報基盤を整備し、必要な情報を容易に取得し活用できるように努めなければなりません。

(町民参画)

- 第7条 議会及び町長等は、まちづくりへの町民参画の機会を保障しなければなりません。
- 2 議会及び町長等は、町民参画に関する制度を整備し、町民が参画しやすい環境を整えなければなりません。
 - 3 議会及び町長等は、町民が参画したまちづくりに関する会議等での議論を尊重し、まちづくりを進めなければなりません。

(協働)

- 第8条 町民、議会及び町長等は、対等な立場であることを基本に、お互いが連携し、協働に努めなければなりません。
- 2 町長等は、町民自らが、主体的にまちづくりに参画できるように支援し、協働の推進に努めなければなりません。

第4章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

- 第9条 町民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有しています。
- (1) まちづくりを主体的に行う権利
 - (2) まちづくりに参画する権利
 - (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
 - (4) 法令等の定めるところにより行政サービスを受ける権利

(町民の責務)

- 第10条 町民は、権利には責任や義務が伴うことを自覚し、権利を行使するにあたっては、次に掲げることに努めなければなりません。
- (1) まちづくりにおいて、町民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること
 - (2) まちづくりに参画するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと
 - (3) 町民相互の対話を大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること
 - (4) 行政サービスに係る負担を分任すること

(コミュニティ組織→たとえば自治会組織など)

- 第11条 町民は、「自分たちの地域は自分たちの手で守り治める」という思いを持ち、コミュニティ組織がまちづくりのための大切な集団であることを認め、意識し、積極的にその活動に参加するように努力してください。
- 2 コミュニティ組織もまた、町民の思いにこたえ、より良いまちづくりのために、積極的に活動するよう努力してください。

第5章 議会は町民のために

(議会の役割)

- 第12条 町民の思いや希望を実現するため、町長と意見を出し合い、協力し、議会の役割を果たしていきま
- す。
- 2 議会は、地方自治法(昭和22年に定められた法律)で決められてあるとおりの権利と責任によって、町民が幸せになるように努力していきます。

(町民に見えやすくわかりやすい議会)

- 第13条 議会は、町民から見えやすくわかりやすい議会にするように努力していきます。
- 2 議会は、町民が考えていることを、いろいろな方法で知る努力をして、まちづくりに生かしていきます。

(議会がまちづくりの方法をもっと発案できるために)

- 第14条 議会は、まちづくりの方法を発案していくための調査をしたり、ルールづくりを積極的に行います。

(議会基本条例というルール)

- 第15条 議会は、このまちづくり条例に決めたことにそって「議会基本条例」というルールを定めて、議会の仕事をどのような方法でやっていくのかを、順序だててまとめておかなければなりません。

第6章 役場は町民のために

(町長の仕事と責任)

- 第16条 町長は、町民の幸せを第一に考え、まじめで公平な仕事をしなければなりません。
- 2 町長は、町民からの信用と期待にこたえ、まちづくり条例の考え方や目標を実現するために、責任者として先頭に立って、全力でまちづくりを進めていきます。

(職員の仕事と責任)

- 第17条 職員は、自分の仕事が、町民からの信用と期待にこたえ、町民のために尽くすことであると自覚し、町民と信じ合い、認め合いながら、まちづくり条例の考え方や目標を実現するための仕事を、全力でやりとげていきます。

(コミュニティ組織)

- 第11条 町民は、「自分たちの地域は自らの手で守り治める」という思いをもち、コミュニティ組織がまちづくりを担う重要な組織であることを認識し、積極的にその活動に関わるように努めるものとします。
- 2 コミュニティ組織は、その活動に自主的、主体的に取り組み、まちづくりの担い手となるよう努めるものとします。

第5章 町民のための議会

(議会の役割)

- 第12条 議会は、町民の意思を的確に反映させるため、町長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。
- 2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定める議会の権限を最大限に行使し、住民福祉の向上に努めるものとします。

(町民に開かれた議会)

- 第13条 議会は、町民に開かれた運営を行うよう努めるものとします。
- 2 議会は、多様な方法で町民の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。

(議会の政策立案機能の充実)

- 第14条 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

(議会基本条例)

- 第15条 議会は、この条例に定める原則に基づき別に議会基本条例を制定し、議会に関する制度と運営の仕組みを総合的、かつ体系的に整備しなければなりません。

第6章 町民のための執行機関

(町長の責務)

- 第16条 町長は、住民福祉の向上を基本とし、公正かつ誠実に任務を遂行しなければなりません。
- 2 町長は、町民の信託に応え、町政運営の最高責任者として、統率力及び指導力を発揮し、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりを推進しなければなりません。

(職員の責務)

- 第17条 職員は、自らの職務が町民の信託に基づく全体の奉仕者であることを自覚し、町民との信頼関係を築くよう努めるとともに、この条例の理念を実現するため、全力を挙げて職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、日々学習し、常にレベルアップを目指すよう努力しなければなりません。

(まちづくりの計画書→総合振興計画)

- 第18条 町長は、どのようなまちづくりを目指すのかを記した計画書(総合振興計画)を作り、それに沿って計画的にまちづくりを進めていかななくてはなりません。
- 2 この計画書は、このまちが目指す将来の姿を、どのような考え方と順序と方法で作っていくのかを決めたものとしします。
- 3 この計画書は、町長等が行なうまちづくりの手段を決めていく時の一番大切なものですから、緊急の時以外は、常にこの計画書に沿っていなければなりません。
- 4 この計画書は、期間を決めて作ります。ただし、町長の任期ごとに見直しを行うことができるものとしします。

(まちづくりの取り組み方)

- 第19条 町長等は、計画とそれに必要なお金、実際にかかったお金の整理と計算、そしてそれらを振り返ってみるまでの仕組みを作らなければなりません。
- 2 町長等は、地域の課題などを町民と分かち合い、理解し、助け合いと協力による解決・改善の方法を示して、それを行なっていかなければなりません。

(まちのお金の使い方)

- 第20条 町長は、できるだけ、まちのお金でやりくりできるように、また、まちの財布に無理がいかないよう努力して、次の世代に大きな借金を残すことがないようにしなければなりません。
- 2 町長は、お金の使い道の結果(町の家計簿)や予定をいつでも見ることができるようにし、町民に分かりやすく説明しなければなりません。
- 3 町長等は、まちの財産を正しく効果があるように使わなければなりません。

(町民へ説明する責任)

- 第21条 町長等は、まちづくりのための案をどのように考え、どのように行なったか、またその結果について町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(町民の意見を取り入れる)

- 第22条 町長等は、基本の計画や行なう内容等を決める時は、それを行なう前に案を広く町民に開放して、町民の意見を聞き、それに対する考えも開放しなければなりません。
- 2 この手続について必要な事は、別のルールを定めます。

(まちづくりの取り組みを評価する)

- 第23条 町長等は、基本の計画に沿ったまちづくりの取り組みの結果をもとに、その善し悪しの判断をきちんと行ない、町民の意見を聞き、それに対する考えを発表しなければなりません。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の開発と自己啓発に努めなければなりません。

(総合振興計画)

- 第18条 町長は、まちづくりの指針となる総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町政運営を行わなければなりません。
- 2 総合振興計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策を定める基本計画、施策を推進するための実施計画により構成するものとしします。
- 3 総合振興計画は、町長等の政策を定める最上位の計画であり、町長等が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- 4 総合振興計画は、計画期間を定めて策定します。ただし、町長の任期ごとに見直しを行うことができるものとしします。

(町政運営)

- 第19条 町長等は、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る町政運営の仕組みを構築しなければなりません。
- 2 町長等は、地域の課題等を町民と共有するとともに、協働による施策の立案及び実施に努めなければなりません。

(財政運営)

- 第20条 町長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、世代間の住民負担の適正化を図らなければなりません。
- 2 町長は、予算及び決算結果について、町民に分かりやすく説明するとともに、町の財政状況及び財務諸表を公表し、町の財政方針を明らかにしなければなりません。
- 3 町長等は、保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければなりません。

(説明責任)

- 第21条 町長等は、政策の立案、実施及び評価について、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(意見の反映)

- 第22条 町長等は、基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合は、事前に案を公表し、町民の意見を聴くとともに、提出された町民の意見に対する考え方を公表しなければなりません。
- 2 前項の手続に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(行政評価)

- 第23条 町長等は、総合振興計画に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を実施し、町民の意見を聴くとともに、提出された町民の意見に対する考え方を公表しなければなりません。

2 この手続について必要な事は、別のルールを定めます。

(住民投票)

第24条 町長は、四万十町にとって特に重要であると判断したことについて、事がらごとのルールを作って、住民投票をすることができます。

- 2 これを行なう時のルールは、それぞれの事がらによって、投票する内容や投票までの手順、投票できる人の条件などの、住民投票に必要な事を定めます。
- 3 町長は、住民投票を実施した場合は、その結果を重く受け止めなければなりません。

(自治活動を支援する)

第25条 町長等は、地域の課題を解決するために活動するコミュニティ組織に対して、その活動を守り、必要な時には支援をします。

第7章 まちづくりの権利を分け合う

(まちづくりの権利を分け合うこと)

第26条 町長は、町民が自分たちで地域の課題を考え、解決するために決めたことを生かしていく仕組みを整え、まちづくりの権利を地域のすべての町民たちと分け合っていきます。

(地域のことは地域で決めていける場所→地域自治区)

第27条 町長は、まちづくりの権利を分け合う仕組みとして、地域のことは地域で決めていける場所づくりを目指します。

- 2 町長は、法律にある「地域協議会（地域のことについて意見を出し合う委員）」を選ぶときは、地域内の町民のいろんな意見が生かされるよう、選び方に気を配らなければなりません。
- 3 その他この事について必要な事からは、別にルールを定めます。

第8章 見直し等

(見直し)

第28条 町長は、世の中のさまざまな事が変わっていき、このルールブックに書いてある事を変えなければならなくなった時は、良く調べ、考える事を素早く行ない、町民の意見を生かしながらか見直しを行わなければなりません。

- 2 町長は、このルールブックに書いてある事を変えようとする場合は、このルールブックの意味を守りながら、まず町民の意見を聞かなければなりません。

このルールが始まる日

このルールは、平成23年4月1日から始まります。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(住民投票)

第24条 町長は、町政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の規定による条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。
- 3 町長は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

(自治活動の支援)

第25条 町長等は、地域の課題を解決するために活動するコミュニティ組織に対して、その活動を保障するとともに、必要に応じて支援を行います。

第7章 地域内分権

(地域内分権)

第26条 町長は、町民自らが地域の課題を考え、解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。

(地域自治区)

第27条 町長は、地域内分権の仕組みとして、町民にとって身近な地域をその区域とする地域自治区の設置を目指します。

- 2 町長は、法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、地域自治区の区域内の町民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。
- 3 地域自治区の設置に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第8章 見直し等

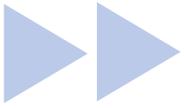
(見直し)

第28条 町長は、この条例について社会情勢の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、町民の意見を反映しながら見直しを行わなければなりません。

- 2 町長は、この条例の改正を提案しようとする場合は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く町民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。



つまり…要するに…

簡単にいいますと…

①町長②役場職員③議会④そして町民
一人一人の学習と行動が
より良い町をつくります。

①町長は

町民が自ら考え学習できる材料を積極的に**提供**し、

また、町長自身も**学び**の歩をゆるめず、

町民との**コミュニケーション**を

活発に行ないながら、

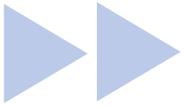
リーダーシップを発揮して、

町民とともに汗を流し、

四万十町の**「今」**と**「将来」**のために、

より良いまちづくりに努める。

四万十町まちづくり
基本条例によって、
これを
ルールにしたと
いうわけです！



つまり…要するに…

簡単にいいますと…

①町長②役場職員③議会④そして町民
一人一人の学習と行動が
より良い町をつくります。

②役場職員は

変わることを恐れない。

日々**学習**し、

変わるべきは変わっていく**謙虚**さを持つ。

学ばせてくれる町民を**信頼**し、

自らが変わり**向上**していくことで、

はじめて町民から託された仕事を成すことができる。

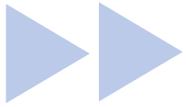
そのようにしてできた町民からの信頼をもとに、

さらに仕事に**磨き**をかけていく。

町民を信頼し、町民から信頼される職員となり、

全力で職務にあたる。

四万十町まちづくり
基本条例によって、
これを
ルールにしたと
いうわけです！



つまり…要するに…

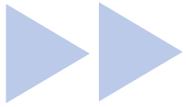
簡単にいいますと…

①町長②役場職員③議会④そして町民
一人一人の学習と行動が
より良い町をつくります。

③ 議会は

町民とともに積極的に**学習**し合い、
また、町民の問題意識を**正確**につかみ、**理解**し、
それを的確に行政に**届ける**ことが最大の任務である。
また、町民からのメッセージを届けた後に、
行政側が適切に対応しているかどうかを**検証**し、
必要に応じて町長などと**議論**し、**協力**し合いながら、
町民から託された期待に応えなければならない。
さらに、町づくりの**立案**や、
新しい**ルールづくり**にも、
積極的に取り組んでいく。

四万十町まちづくり
基本条例によって、
これを
ルールにしたと
いうわけです！



つまり…要するに…

簡単にいいますと…

①町長②役場職員③議会④そして町民

一人一人の学習と行動が
より良い町をつくります。

そして

④町民は

町づくりの**主人公**である。

町長も議会も、わたしたちが選んだ。

主人公の**権利**は強大だからこそ、その**責任**が大きい。

町のことは自分のこと。自分のことは町のこと。

町のことに**関わる**。人任せにしない。

疑問があれば役場に聞いてみる。

考えるために必要な情報はどんどん取りに行く。

どんどん**学ぶ**。**変わる**ことを恐れない。

自分の意見をしっかり**検証**してみる。

自分の意見と異なる意見を**尊重**する。

しっかり**発言**する。声に出してみよう。

発言したらまた学ぼう。

四万十町まちづくり
基本条例によって、
これを
ルールにしたと
いうわけです！